

## 編集委員会 会議録

会議の名称	第13回 編集委員会（実質的な協議の12回目）
開催日時	平成20年9月11日（木）18時32分から22時45分
開催場所	川口市 第二庁舎 地下会議室
出席者	（委員長）鈴木委員長 （副委員長）碓委員、木岡委員 （委員）池田委員、落合委員、石井委員、河合委員、小島委員、北原委員 （オブザーバー）平部会長
会議内容	・素素案たたき台について
会議資料	・各部会からの意見集の比較一覧表 ・今後のスケジュール案 ・市民フォーラム向けの素素案たたき台 ・既存制度に関する資料
発言内容	<p><b>■運営調整部会の結果報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月8日の運営調整部会では、編集委員会の役割は素素案を確定するまでとなった。期日としては、10月16日の運営調整部会の前までに完成させるということである。また、パブリック・コメントは当初12月に素素案に対して行うことを予定していたが、市民の声をより反映しやすくするため、素素案の段階で行うこととなった。従って、対話集会やパブリック・コメント、その間に開催される部会からの意見は、素素案に対して示されることとなり、これが素案の作成時に検討されることとなる。</li> <li>・また、素素案から素案を作成する組織については、10月1日に運営調整部会を開催し検討することとなった。組織については、委員数は3、4人の少人数で、そこに事務局と法制担当にも加わっていただくことを提案した。条文化の作業は、各部会の意見を反映させるような議論ではないので、敢えて5名未満（＝各部会から1名ずつ選出しない）としたこと、専門性（法制執務）が求められることから、事務局や法制担当の参加が必須と考えられることから提案したものである。</li> <li>・最終的に起草作業のメンバーが決まらない場合は、運営調整部会の正副部会長と私で人選を行うこととなった。さらに、メンバーは、編集委員に限定しないこととなった。</li> <li>・起草作業については10月1日の運営調整部会で設置が正式に決まれば、早々に作業が開始されることになる。（以上、委員長）</li> </ul> <p>・素素案についてパブリック・コメントをやることは大変よいと思うが、2</p>

回目として素案でやるかどうかは決まったのか。

- ・まだ正式には決まっていないが、素案よりは素案でやったほうがいいだろうということだった。
- ・今後の編集委員会の日程について、各部会開催後の10月2日と6日を予定したいがどうか。(以上、委員長)
- ・10月2日の編集委員会で素案が確定すれば、それ以降の編集委員会は開催する必要がないと思う。
- ・一応、10月6日は予備日として確保しておきたい。(委員長)

#### ■論点の検討

- ・前回の編集委員会でも指摘があったが、本日は意見の一本化に注力し、細かな表現等には触れないこととしたい。
- ・もし、論点の一本化ができなければ、後のことは正副委員長や運営調整部会に委ねることにしたいと思っている。(以上、委員長)

#### 1) 自治の理念

- ・「自治の理念」は当然設けるべきだと思っているが、こと細かに定義しなくてもよいのではないかと思う。
- ・「目的」の中に入れるのか、「基本理念」(←前回、削った。)を復活させるのが論点だと思う。
- ・厳密に規定する必要はないと思っている。それよりも、2項あるものを1本化したほうがいいのかという論点や、原案では「市民が主人公であること」が最終目的になっていないという指摘を検討するほうがより重要だと思う。
- ・自治の基本理念を説明する必要があると思うが、前文で分かるのであればそれでもいいようにも思う。
- ・また、第4検討部会から、この条例は「自治の基本原則」を定めるものなのかという指摘があったが、この点も気になっている。
- ・自治基本条例には、市民と行政の関係、コミュニティと行政の関係、市

民同士の関係を明らかにするといった目的があると思う。こうした要素を念頭においた規定が必要だと思うので、もう1度、本条例で何を規定すべきかを議論してはどうか。

- ・他市では、何で条例を制定したのかが目的で示されており、その上で目的を達成するための基本原則が示されている。しかし、我々は基本原則についてほとんど議論してこなかった。
- ・しかし、これまでの経緯からすると、基本理念は「市民が主人公」ということになり、基本原則では、そのためのルールを示すこととなる。そして、これらは「目的」の中に定めることになっていたと思うがどうか。
- ・主権者としての市民だけでなく、町会加入率の低下などを問題意識として、責任を持って市政に参加するという「自らがまちづくりの主体である」こともコンセプトに入れる必要があるのではないか。
- ・第4検討部会では、前文はなるべく短くし、重要なものは本文に入れるべきとして検討してきた。前文を長くすることによって本文との重複が出てくるので、そこはしっかりと区別するべきだと思う。
- ・さらに理念としては、主権者としての理念だけでなく、参加の主体であるなど様々な理念があるだろう。
- ・「基本原則」については幅広くしたほうが良いとの意見、「自立した地域社会の実現を目指すことを目的とする」は削除したほうが良いとの意見があったが、最終的には正副委員長にお任せいただきたい。(委員長)
- ・市政だけでなく、地域自体がよくなることは市民にとって重要なことである。そのため、「自立した地域社会」についても言及したほうが良いと思っている。
- ・「市民が主人公である市政を確立することを目的とし、自立した地域社会を目指す」とすればいいのではないか。
- ・今の提案に賛成である。素案の段階なので、「自立した地域社会」については、まだ残しておいてほしい。
- ・「自立した地域社会」とは、条例の趣旨に沿った行動をすることによって

実現するものだと思うがどうか。

- ・「自立した地域社会」については言及する方向で、正副委員長で調整したいと思う。
- ・「自立した地域社会」は結果の話であって、条文に載せるようなものではないと思う。
- ・時間が限られているので、正副委員長で今までの意見を踏まえて調整し、その後、議論することとしたい。(委員長)
- ・他市では目的や原則の考え方をきれいに整理している例もあるようなので、案を作成する際にはそれらも参照してはどうか。

## 2) 地域のビジョン

- ・「川口らしさ」を出すためにこの規定を設けることを提案した。しかし、総合計画と重なる内容であるとの指摘もあったので、この規定はなくしたほうが条例としてすっきりすると思う。
- ・この部分は、最後まで検討した後で、自治基本条例上にどのように「川口らしさ」を出すのかという観点から議論すればいいのではないか。
- ・削除するのであれば、少なくとも現在策定中の総合計画に、ここでいう「地域ビジョン」の内容は反映させるべきだと思っている。
- ・ご指摘のとおりで、「地域のビジョン」はなくしたほうが条例と総合計画の整合性が取れると思う。
- ・自治基本条例では仕組みを作ると言いながら、将来の夢を語る「地域のビジョン」は異質だと思っていた。ただし、この部分を「川口らしさ」として残すという考え方もあるとは思う。
- ・「地域のビジョン」は実現させるべきものであるが、市民のニーズによって年々変わることも考えられる。全部を削除するというよりは、自治基本条例ではなく別の形で規定すればいいと思う。

- ・「未来への責任」や「川口市の沿革」はビジョンではないので、残すべきだと思っている。
- ・前文に入れればよいと思うがどうか。
- ・第4検討部会の提案は、「地域のビジョン」をかなり重要視したものだったと思うがどうか。(委員長)
- ・条例を通じて環境や平和などのビジョンを実現していきたいという議論があったことが提案の背景にある。
- ・「地域のビジョン」は削ることとする。ただし、理念的なものは別のところ(前文など)に残すこととしたい。
- ・そして、編集委員会の意見は総合計画の策定担当に伝えることとする。(以上、委員長)
- ・総合計画の担当も総合政策課であるが、「あいさつのあるまち」以外は既に盛り込み済みである。

### **3) 定義**

- ・「自治」は「この条例において市民の意見を的確に反映することができる仕組みのもとで、市民の権利を実現することを言う」と定義してはどうかと考えている。
- ・自治基本条例と言う以上は「自治」の説明がほしいと思う。また、「市民」の定義も必要だと思っている。
- ・「定義」については、次回に案を提示したい。(委員長)

### **4) 市民の権利**

- ・「市民の権利」ばかりを極端に強調すると、モンスターペアレントのように勘違いする市民が出てくるのではないかが懸念される。従って、「市民の役割」よりは「市民の責任」がいいと思うがどうか。
- ・権利の裏返しには、必ず責任があるはずである。

- ・「市民が主人公」というコンセプトからすると、「責任」と入れるべきではない。市民の責任は市民間での話であって、自治基本条例によって市から市民に押し付けることではない。
- ・自治基本条例の目的は立憲主義、すなわち市民が行政をコントロールすることの確認が第一の趣旨であって、モンスターペアレントのような問題はこの条例とは切り離して議論するべきだと思う。
- ・レスポンシビリティとライアビリティの二つの責任があるが、ここで言っている責任は法的責任ではなく、レスポンシビリティに該当するものだと思う。この場合、権利がある以上自動的に義務が発生するので、義務を規定する必要はないと思う。
- ・自動的に発生する義務について、みんなが理解できるのか。やはり、義務があることはきちんと明記するべきだと思う。
- ・それでは、「市民の権利」について議論したい。多様な価値観を持つことや幸せに暮らすことを、ここで権利として謳わなくてもいいと思うがどうか。(委員長)
- ・憲法にある幸福追求権を言い換えたものとして、「市民の権利」を規定すると理解している。
- ・自治基本条例は、そもそも市民と行政の関係を規定するが第一の目的であるから、幸福追求権に言及するよりは市政運営の下で平等であることなどを入れてはどうかと思っている。(委員長)
- ・それでは、正副委員長で調整していただきたい。

##### **5) 市民の役割**

- ・条例が市民と行政の関係を明確にするものなのか、市民とコミュニティの関係を明確にするものなのかという議論をはっきりさせてから、「まちづくり」を「自治」に言い換えるなどの議論はしたほうがいいと思う。
- ・また、市民の定義に「事業者」が入っていないので、どこかで定義的なものを設ける必要があると思う。

・発言と行動に責任を持つということは、私人間の関係で責任を持たされるような印象がある。

・権利と義務は表裏一体なので「義務」は入れるべきという意見と、「義務」は言及するべきでないという意見が対立していた。また、「役割」については「自治」への参加を促すとする意見が多かったようだ。いずれにしても、現在の文案を修正する必要性は確認されたと思う。(委員長)

#### **6) 市民参加、協働の原則**

・まずは「市民参加」については、たたき台(案)の最初の項と次の項は1つにできるのではないかという意見があった。3項についてはどうか。(委員長)

・川口には、市民参加に関する条例はないので、この規定は意味があると思っている。

・必要な条例を整備するのであれば、この規定は要らないとの意見も出ているがどうか。(委員長)

・個人的な意見であるが、例えば、意志決定の前の段階で市民参加を図ることを規定する条例であれば、意味があるようにも思えるがどうか。

— 賛成する意見あり —

・では、1つ目と2つ目は一本化し、必要な条例の整備についても謳うこととする。

・「協働」について、これまでの議論では「協働」を規定するのかわからないのかという意見があったがどうか。(以上、委員長)

・「市民が主人公」であれば、「協働」において市民と行政が対等な関係というのは間違いだと思う。

・市民と行政が一緒になってやること自体はいいことだと思うので、「協働」については触れていいと思う。ただし、この場合、行政が市民をコントロールするような「協働」にならないよう、市民からの発議で「協働」が成立するということを明記する必要があると思う。

- ・公法上は「市民が主人公」であるが、私法上では行政と市民が対等な立場であるのがむしろ当然だろう。そのため、「協働」は「自由である」、「平等である」という言い方でも間違いではないと思う。
- ・必ずしも対等ではなく場面によると思われる。例えば、行政のほうが情報やお金を持っているから行政にまかせたほうがいい場面もあれば、市民のよさを活かすほうが有効な場面もあるだろう。
- ・「市民参加」と「協働」の違いがポイントだと思う。
- ・「協働」は「市民参加」のメニューの1つではないかと思っている。
- ・であれば、「市民参加」に「協働」の規定を盛り込めばいいということになる。ただし、「市民は市に対して協働を求める権利を有する」は載せるべきだと思う。(委員長)
- ・先ほど「市民参加」を2項目としたが、今の内容を加えれば3項目ということになる。
- ・「行政」の項目に「協働を市民から求められた際には、行政は誠実に応えること」といった規定を設けてもいいと思う。
- ・「市民参加」とは市政に市民が積極的に関わっていくことであり、「協働」は市民と行政が一緒になって何かをすることなので別の話だと思う。ただし、「協働」において行政が市民をコントロールすることがあってはいけないので、対等や自立といったことが重要視されているのだと思う。
- ・実際には、「市民参加」と「協働」のすみ分けは難しいことで、さらに個人の考え方によっても違いがあるので、敢えて規定するのであれば注意が必要だと思っている。また、一概に「協働」イコール「行政からのコントロール」というのは行き過ぎた考え方だと思う。
- ・従って、自治基本条例の中では「市民参加」は前面に出してもいいが、「協働」については、ご指摘のように行政が市民を便利に使う口実になるのという懸念があるので、あまり前面に出さないほうがいいのかという考え方はある。市民参加条例の中で「協働を推進する」程度であれば問題

がないだろう。

- ・また、「市民参加」も自治基本条例で言及されればいいという単純な話ではなく、「市民参加」で重要なのは、市民の意見が実際に反映される仕組みがあるかどうかで、機会が保障されていることだけを条例で規定すれば済むという話ではない。
- ・他の論点としては、1 市民は全体（市民）の代表ではないという点についても留意する必要がある。
- ・さらに、対等といった場合、アメリカ的にいえば互いに拒否権を持つということである。対等な関係の下では、市民も行政も互いに拒否権を持っているので、モンスターペアレントのような市民は適切に拒否できるという点にも留意する必要がある。「協働」における対等で強調されるべきは、市民のわがままが通るような対等ではなく、お互いが合意しないとやらないということと市民の意見を反映させることができる仕組みがあるかということである。（以上、オブザーバー）
- ・「協働」を担保する取り組みとして、川口市にはどんな制度があるのか。
- ・ここで議論されている「協働」のコンセプトに必ずしも一致するものではないが、市民パートナーシップの設置自体が「協働」の取り組みである。「環境基本条例」や「みどりの基本条例」でも協働して取り組むことを謳っている。
- ・現実の問題として、行政が主導して「協働」が行われている場合が多いので、現状を変えていく必要があるとは思っている。
- ・例えば、「子育てサロン」は民生委員がかなり主体的にやっており、行政がその支援をしているという現実がある。しかしながら、これまで行政が行っていた仕事を地域福祉の名の下で民生委員などが代わってやっているという事実もある。
- ・「協働」については逐条解説で言及するに留めて、別途市民参加条例で規定すればいいのではないだろうか。個人的には「協働」の規定がここにあることには違和感がある。（委員長）
- ・少なくとも素案の段階では「協働の原則」は残してほしい。

- ・正副委員長で調整してほしい。

## 7) 地域との連携

- ・「地域協議会」については、既に地方自治法に規定されているという指摘があった。
- ・第5検討部会では、町会や自治会が今のままでよいのかとの指摘があり、例えば、小学校（PTA）を一つの単位とするなど、地域の実情に応じて横断的に協議できるような主体としての「地域協議会」を提案している。
- ・ご提案の内容は、他市にも事例があるようなかなり具体的なものだが、自治基本条例では地域の様々な主体が連携することを総論的に示すほうがいいのではないか。
- ・小学校単位というのは単に例を示しただけの話だが、具体性の高い話が条文に入っても問題はないと思っている。
- ・「地域協議会」の設置主体について、主語が「市は、」となっているが、今までの議論からすれば、「市は、」ではなく「市民は、」となるのではないか。（オブザーバー）

— 正副委員長で見直すこととなった。 —

## 8) 住民投票

- ・「別に定めるところにより」とし、ここでは誰が投票できるかなどの細かな規定は設けるべきではないと思っている。
- ・発議要件と発議権者、さらに「結果を尊重する」という大枠は定めるべきだと思う。
- ・それらも含めて「住民投票条例」に規定すればいいのではないかと思うがどうか。
- ・「住民投票条例」を従来の住民発議の条例としないためにも、この段階から発議要件については規定しておきたい。

- ・市民が発議できる旨が明記されているので、現在のたたき台の記述でいいと思っている。
- ・「市民」は、「市内に在住、在勤、在学、在活動する者」と定義されており、市外に居住している者も含まれるので、素案で出てくるそれぞれの「市民」が文意と合っているかチェックする必要がある。(オブザーバー)
- ・ご指摘のとおりである。素案の段階では原案のとおりとするが、課題と論点は抽出できたので説明に加えることとする。(委員長)

## 9) 議会

- ・原案では会派について言及しているが、これはなくてもいいと思っている。また、「組織の充実」とあるが、組織とは何かが分かりにくい。
- ・「会派」は入れなくてもいいと思う。組織とは議会事務局のことだと思うが、ご指摘のとおりで分かりにくいと思う。(委員長)
- ・議会が「議会基本条例」を検討すればいいことなので、本委員会では必要性を示す程度に留めて、細かな規定は設けないほうがいいと思う。
- ・「議会基本条例」とはどのようなものなのか。(委員長)
- ・約 20 の自治体が「議会基本条例」を検討しているが、内容については、敢えて議員が自分の地盤のないところでの報告会や反問権（市長が議員に質問すること）を認めるもの、市民が議場で議論することを認めるもの、議員は審議会に参加しないことなどを定めるものである。(オブザーバー)
- ・「議会基本条例」は議論してこなかったもので、必要性のみを示すこととしたい。(委員長)
- ・議員は我々市民が直接選んでいるので、条例によって議員を拘束するのはおかしいと思う。

- ・川口市議会でも議会改革について現在検討しているところなので、「議会基本条例」については投げかけるだけとし、後は議会に任せればよいと思う。
- ・自治基本条例は理念を定めるものなので、他の条例を作ることは明言しないほうがよいと思う。一般的には「充実に努める」などと規定している例が多い。
- ・少なくとも「議会の役割・責務」は自治基本条例に入れた方がよいのではないか。
- ・それでは、役割と責務は残すこととし、議会の活性化等は規定しないこととする。そして、「会派」は削ることとする。(委員長)

#### **10) 市長**

- ・市の出資法人の経営状況についての規定はどうか。(委員長)
- ・市長は出資法人の長を兼ねることができないが、例外として 1/2 以上出資している場合は兼ねることができると地方自治法上で規定されている。従って、自治基本条例で禁止するのは法に抵触する可能性があるという指摘を法制担当からいただいている。
- ・夕張市の市長が長を兼ねる出資法人について、議会での経営状況のチェックが至らなかった点がこの規定を設ける背景にあると思う。(オブザーバー)
- ・法律でも原則として市長が長を兼ねることは禁止しているので、川口市の姿勢として示してもよいと思う。
- ・税金が 1/2 以上も投入されているので、責任を持って管理する必要がある。条例の他の部分には影響はないので、ひとまず残しておいてもいいと思うがどうか。
- ・それでは、法律があるので個人的には必要ないと思うが、取りあえず残すこととする。(委員長)

### 1 1) 行政

・全体的なところでは、「行政は」は「市は」に統一したほうがいいと思う。  
また、「把握に努める」という表現は「把握する」でいいのではないか。  
(委員長)

・「地域ビジョン」という表現が使われているが、総合計画に委ねて削った経緯があるので最終的には見直す必要がある。

・4つ目の規定について、職員は議会から直接指揮監督は受けない。また、教育委員会の職員は、市長から直接指揮命令される法的関係にはないので見直しが必要である。

#### － 削除してもいいという意見があった。－

・「行政監査」については、既存の制度があるのに言及するのかという指摘があった。(委員長)

・「行政評価」についても同様に既に制度化されている。今の段階では削らなくてもいいのではないか。

・では、「行政監査」はこのままとする。また、「総合計画」、「財政」、「情報公開」についても細かな文言について指摘があるかと思うが、特に反対する意見はなかったのでここではこのままとしたい。(委員長)

#### － 特に異論はなかった。－

・「職員の能力向上」について、職員の評価に反映されるよう努めるという規定は必要ないと思うがどうか。

#### － 「人事評価」を除く、「環境整備に努めなければならない」とする。－

・「連携」について、「海外との連携」までは言わなくてもいいと思う。

・グローバル社会という中では「海外との連携」もいいと思う。

・取りあえず原案のとおりとする。(委員長)

## 12) コンプライアンス・倫理

- ・当たり前のことであるが、「法令遵守」は入れておいてもいいと思う。
- ・「オンブズマン」はこの位置（コンプライアンス）ではないだろう。
- ・ご指摘のとおり、「オンブズマン」は別の部分で規定するべきものだ。
- ・では、「オンブズマン」は別のところに移動する。（委員長）
- ・市政オンブズマンと市民オンブズマンとは分けて理解する必要がある。条例で設けるのは、市が設置するオンブズマン制度である。市民主権の理念の下で、オンブズマンから見て市政で正すべきところがあると判断されれば、それを提言するというものだ。川崎市や札幌市など、他市でも設置事例があり、2～3人の民間人がオンブズマンを務めている。個人的には、「市民が主人公」という理念のチェックは市政オンブズマンが適切だと思っており、設けてほしい規定である。
- ・また、市政オンブズマン制度には、自治基本条例が適切に運用されているかどうかの監視機能も期待することができる。
- ・従って、市政オンブズマンの設置条例を作ることを提案したい。
- ・外部監査と同じで、莫大な費用がかかるだろう。
- ・人選についても、それなりに見識のある人が必要である。
- ・それでは、市政オンブズマンについては「置くことができる」ということにする。（委員長）

## 13) 条例の運用

- ・「条例の運用」については、市民参加による審議会で検証し、その結果を市長や議会に答申するという案でよいと思うがどうか。（委員長）
- ・自治基本条例はじわじわと効果が出てくるものであって、即効性を期待するものではないと思うので、検証委員会を設置して監視するのは馴染まないと思っている。
- ・仮に検証を行う必要性が生じたとしても、条文に載せて組織を設置する

	<p>のではなく、他市のようにフォーラムや検証大会などを開催する程度でよいと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市でこうした委員会を設置して、成功した（している）例はあるのか。</li> <li>・成功例については把握していないが、設置する場合は役割を明確しないと組織として機能しないだろう。（オブザーバー）</li> <li>・自治基本条例の運用について建設的な意見を出す場として設置し、それを公表するとともに議会や市長に答申するような形でいいと思う。</li> <li>・自治基本条例の効果を検証するのは、新たに専門組織をもうけなくても、行政監査などでも対応は可能であると思うがどうか。</li> <li>・行政監査とは違って、市民が参加して検証する必要があると思っている。</li> <li>・行政運営がうまく行われているかどうかは、市長、議会、市民がしっかりと見る必要があると思うが、その上でさらに検討委員会のような組織が要るのか。</li> <li>・市長や議会が市民の意思から離れた場合に、意見具申する場として必要だと思うがどうか。</li> <li>・自治基本条例のみを検証するのではなく、行政の活動自体をチェックするべきだと思っている。従って、必要なのは「運用検証委員会」ではなく「市政オンブズマン制度」だと思っている。</li> <li>・自治基本条例は見守る必要があり、実態にそぐわなくなれば見直す必要もあるので、あってもいいと思う。</li> <li>・漢方薬のようにじわじわ効くのが自治基本条例であるということは理解できるが、継続させなければ効果は期待できない。作っておしまいになってしまう。また、広く浸透させていくためにも設置しなければならない。例えば、政権が交代することなどを考えるとあってもいいのではないか。</li> <li>・ただし、永続的に必要ではないかもしれない。条例が浸透するまでの一</li> </ul>
--	--

	<p>定期間あればいいと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置期間については改正手続きと一緒に考えてもいいと思う。条例改正の必要性を議会や市長に答申にし、議会や市長がそれに応えるという形であれば、設置してもいいと思うがどうか。(委員長)</li> <li>・改正が必要になった場合に、問題提起する主体としての委員会を設置するのはいいことだと思う。</li> <li>・改正の必要性を訴える主体としては意味があると思うが、評価の仕方が難しいことや、議題がはっきりしないなどの問題もあると思う。</li> <li>・改正の必要性を訴えるという役割だけでも重要だと考えられる。</li> <li>・自治基本条例は制定して終わりとなっている自治体が多いので、委員会を設置して条例がきちんと運用されているかどうかを検証することは大変重要だと思う。(委員長)</li> <li>・委員会を設置したいという気持ちは理解できるが、本当にやるのであれば解決すべき課題がたくさんあると思う。特に、どのように条例が運用されているかを検証するのは大変難しい問題だと思う。</li> <li>・それでは、本日は論点が全て確認できたので、明日、正副委員長と事務局で調整したいと思う。(委員長)</li> </ul>
<p>次回以降日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回は 10 月 2 日 (木)</li> <li>・次々回は 10 月 6 日 (月) (予備)</li> </ul>